

はじめに



かほく市長 油野 和一郎

住宅は、人生の大半を過ごす生活の基盤であり、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であるとともに、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもあります。このため、良質な住宅とそれを取り巻く住環境を未来の世代へつないでいく必要があります。

平成18年6月に本格的な少子高齢社会、人口減少社会の到来を目前に控え、住宅の「量」の確保から住宅・住環境の「質」の向上への転換を図るため、住生活基本法が制定されました。かほく市においても平成20年3月に「かほく市住宅マスタープラン(かほく市住生活基本計画)」「かほく市耐震化促進計画」、平成23年3月に「かほく市営住宅長寿命化計画」を策定しました。その後、社会情勢の変化に伴い、平成28年3月に「住生活基本計画(全国計画)」、平成29年3月には「石川県住生活基本計画」の改定が行われました。

かほく市においても、少子化及び高齢化の急速な進行による人口減少社会への対応、環境に配慮した施策の必要性、市民ニーズの多様化など、社会経済情勢の変化に伴い新たな課題への取り組みが求められていることから、第2次かほく市総合計画(平成28年3月)、かほく市創生総合戦略推進計画(平成27年10月)、かほく市都市計画マスタープラン(平成29年3月)などを定めました。また、「かほく市若者マイホーム取得奨励金制度」などを設置し、移住定住の促進を図ってきました。

このかほく市住生活総合計画は、「かほく市住宅マスタープラン(かほく市住生活基本計画)」「かほく市営住宅長寿命化計画」「かほく市耐震改修促進計画」を統合し、かほく市における住宅政策に関わる総合的計画となっています。計画の実施にあたりましては、市民の皆様をはじめ、各種団体や事業者の方々との協働し、豊かな住生活の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位に、心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

